

オリンピックと平和・ノエル-ベーカー卿・広島経済大学

内 海 和 雄*

本報告は『広島経済大学 研究論集』第34巻第2号、2011年9月刊に掲載された拙稿に則って報告した。報告の詳細はそちらにゆだねたい。また、本報告はノエル-ベーカー卿のレリーフを本学の石田記念体育館に誘致された川村 毅本学顧問に捧げた。川村先生は2011年10月6日に89歳の生涯を閉じられた。本稿執筆のために5月に石田恒夫理事長も一緒にインタビューをさせて戴き、貴重な示唆を戴いた。その折、「このレリーフの件を研究テーマとして取り上げてくれて有り難う」と逆に激励され、恐縮した。私も川村先生の遺志「ビールは札幌、女は女房、大学は経済（広経大）」を継ぎ、「ビールはキリン、女は女房、大学は広経大」を我がモットーとして行きたいと思う。

1. 質 疑 ・ 討 論

報告後は次のような貴重な質疑・討論を戴いた。

①ノエル-ベーカーの活動と時代背景との関連について

クーベルタンは古代ギリシャのオリンピック観について独自の考えを持っていた。クーベルタンを尊敬していたノエル-ベーカーも古代ギリシャへの深い思考を持っていたのか。

クーベルタンの思想の源流として古代ギリシャのオリンピック、イギリスの近代アスレティズムが大きなものであったことは当時も

よく知られていたから、ノエル-ベーカーも無関心では無かったろうと思う。しかしノエル-ベーカーの文書には直接的に古代ギリシャについては出てこないの、現時点ではその点については明言することはできない。今後の課題としたい。

②信仰と世俗、宗教観と生き方、スポーツ

神事などの関係の中で、ノエル-ベーカーは、どういう考え方の中で行動していったのだろうか。おそらく宗教的視点が大きいのではないだろうか。

クエーカー教徒は武器を持たないという教義によって徴兵拒否をしたり、徴兵されても武器を取らず懲罰を受けた。ノエル-ベーカーも徴兵されたが前戦には出ずに後方支援に徹した。宗教観による平和観と現実政治との境界はどのように考えたら良いのか。

クエーカー教と徴兵との関連は戦争論、あるいは徴兵論との関連でも大きな研究課題であろう。残念ながら本研究の対象とはできなかった。しかし魅力あるテーマであると思う。

③スポーツ・フォー・オール of 視点の中で

近代のオリンピックの発展も、中間層の発展・経済的余裕が出てきたことが非常に大きく影響しているのではないだろうか。

まさにその通りだと思う。スポーツ・オリンピックの発展と経済的発展、余暇時間、可処分所得等は密接な関連がある。

④ナショナリズムについて

オリンピックの発展も、あるいはそこでのナショナリズムの現れ方も歴史的背景で大きく規

* 広島経済大学経済学部教授

定されているように思う。

そのとおりで、その点は現在私の研究の焦点であり、別の機会に是非報告し、議論してほしい視点である。

2. ノエル-ベーカーの全体像

以上の質疑・討論を経て、再度ノエル-ベーカーの全体像を捉えなおした時、次のような補足をする必要があると思われる。

(I) 思想的源泉

①氏の道徳的、思想的源泉の第1はクエーカー教徒としての心情に求められる。クエーカー教は武器による殺戮を拒否する教義を持ち、兵役拒否ないし入隊しても武器不所持で懲罰を受ける信者も多い。ノエル-ベーカーは入隊はしたが、前戦には行かず、もっぱら後方支援にまわった。こうした平和主義は小さい頃からの心情となった。そしてそれはまた同教徒である父親からの遺産でもあり、社会的な不平等や差別に対する正義心である。これは軍縮・核廃絶運動において、部分的削減が米ソを中心として戦略的に主流を占める中で、その欺瞞性を指摘し、孤立を恐れずに終生一貫して主張し、行動した社会的正義心である。

②そして第2は氏の学校・大学教育で受けたアスレティシズムの影響である。19世紀中頃からイギリスの学校教育におけるアスレティシズムは、スポーツをフェアプレイで楽しむことによって、公正、勇気、忍耐、従順などが形成されるという固い信念である。この観念は学校教育における体育やスポーツの意義として、その後世界の近代公教育の中に体育・スポーツが導入される際の教育目的として導入されていった。氏はそうした教育を受けて生育したが、さらにそうした影響を受けた(ブルジョア)オリンピックにおける世界の交流と相互理解に出会い、終生その意義を強調し、それを世界平和に高め

た。スポーツマン=ジェントルマンの典型例である。

③次いで「法の支配」である。国連とはまさにその具体化を迫る組織であり機能である。国家間の対立の解決に、それまでは直接武力による解決が一般的であった。しかし第1次世界大戦を経験して、武力的解決は何ら解決策にはならずむしろいっそうの憎悪を生み、さらなる武力対決を産むことを経験した。そこから国際連盟の発足となるが、それと同時に国際関係論、国際政治学が誕生した。氏はこの両者に参加し、まさに「法による支配」の理論と実践を経験した。「法の支配」は国内でも国家間の国際関係でも求められる規範である。こうした現実的経験は先のクエーカー的倫理観やアスレティシズムのフェアプレイ精神とない交ぜあって、「法の支配」の意義を氏の中でいっそう強固なものにした。

氏が「スポーツは最も崇高は平和運動である」と主張したのは、国際法という規範とすべき法があるにも関わらず、現実の世界政治は権謀術数の世界であり、時にはそれを平気で破り、結果としての優位を是とする傾向にある。しかしスポーツは国際大会であれ統一ルールに基づき整然と競技されることから、まさに「法の支配」の最も純粹に具現化された文化である。それ故氏はこのスポーツに彼の意図する「法の支配」の理想的な世界を見いだした。

④そして第4は平等観である。これはクエーカー教から来ているかも知れないし、学校教育におけるノーブレス・オブリージ(貴族による平民への慈愛)であるかも知れない。そして国連活動は人種間の平等、国家間の平等を前提としなければ活動が成り立たないために、確固とした平等観が形成されたと思われる。これが後のオリンピックにおけるアパルトヘイト反対の基盤となっている。

⑤そしてこれらの思考が部分的軍縮・核廃絶

に欺瞞性を見いだした。まさに権謀術数であり、それは氏の思想の最も忌み嫌うところであった。部分的な交渉、契約は何も成果を生み出さず、その言質の陰で裏切りが埋めく欺瞞の世界であることを、長い国連活動の中から感得した。それゆえに、たとえ原則論者であるとの批判を受けようとも最も基本的な全面的軍縮・核廃絶を唱道した。

以上のような道徳的ないし思想的源泉は氏の行動を支えた。

(2) 成果

以上のような思想的、あるいは道徳的源泉に支えられて氏はそれぞれの領域で次のような成果を残した。それを全体として括ると、「国連＝軍縮・核廃絶＝オリンピックを平和で繋ぎ、そのすべてに参加した」ということになる。そしてそれはノーベル平和賞に結実した。

より具体的にいえば、第1に国連（連盟、連合）の設立に参加し貢献した。主に国際公務員（国連職員）として、第2に軍縮・核廃絶の世界的運動をリードした。これは政治家としての活動である。第3は国際関係論、国際政治学の確立への貢献である。政治学者としての貢献である。当然前者との関連の中での活動である。そして第4はオリンピックあるいはスポーツを平和運動の中心に位置づけた。

このような平和活動家は氏以前にも以後にも存在せず、そのスケールの大きさを含めて、まさに特異な存在である。

(3) 矛盾点

しかしそうした氏の思想、活動への批判もあった。第1に、その全面的軍縮・核廃絶に対する部分的軍縮・核廃絶の立場からのものである。情勢を見ない原則主義者というレッテルである。しかし氏は後者をご都合主義として批判した。こうした現実論と原則論との矛盾はこの

領域だけの矛盾ではなく、すべての領域すべての研究において問われる課題であり、氏の主張のいっそうの探求によって我々の得る教訓は多いと確信する。

1970年代には既にオリンピックの肥大化の矛盾が生じており、オリンピック招致反対論も起り始めていた。こうした中で、氏はオリンピックの拡大が平和運動の普及、拡大であると信じていた。1970年代といえば、氏は既に80歳代の高齢である。こうした人に日々の情勢の変化をつぶさに追えと要求するのは酷である。むしろ氏はその高齢を押しつけてオリンピックの平和の擁護に献身していた。この点を是とすべきであろう。にもかかわらず、氏自身がこうした状況をいかに認識していたのか、この点の解明も大きな課題である。

そして氏の全面的軍縮・核廃絶論はIOCにとっては少し迷惑なテーマであった。氏はオリンピックメダリストであり、今なおメダリストとして唯一のノーベル賞受賞者である。そしてオリンピックの平和運動としての主張と運動を誰よりも長く、強く進めた人でありオリンピックにとっても誇るべき人である。しかし一方、その政治的立場＝全面的軍縮・核廃絶の点でいえば、オリンピックの中にも部分的軍縮・核廃絶を主張する者も存在する。「オリンピックに政治を持ち込まない」スタンスを持つIOCにとって、氏の立場はかなり強烈な政治的な立場である。それ故にIOCやオリンピックにおいてこの政治的な立場を強調することはなかったが、そうはいつでも氏の背後には常に政治的立場＝全面的軍縮・核廃絶は離れがたく付随する。それ故にIOCにおいても難しい問題を提起した。

(4) 今後への提起

ともあれ、これだけの実績のある人でありながら、しかも死後30年を経たにも関わらず、氏を対象とする研究は先の拙稿における先行研究

で挙げたように本当に少ない。この理由としてやはり氏の政治的立場の問題がある。米ソを中心に部分的軍縮・核廃絶の傾向の強い時代に、全面的軍縮・核廃絶を主張する氏を研究の対象とすることは、研究者自身の立場が問われ、それは研究者として不利益を被ることは必至である。このために研究が少ないということが主要な理由として挙げられる。

そして第2は氏の活動の広領域が挙げられる。先の先行研究でも分かるように、政治領域からの研究はスポーツ問題に殆ど触れておらず、従って氏が、「スポーツは世界の平和運動の最

も崇高なものである」という主張など理解できるはずもない。一方スポーツ領域での研究は国連や軍縮・核廃絶などの政治問題には全く触れていない。それ故に、氏の全体像、体系性などを把握することはできない。

本稿では上記の2つの課題についても踏み込んだ。しかし、資料的制約からその規定は十分な実証性を伴っているとは言えない。それらは今後の課題である。

(報告の機会を与えて戴いた広島経済大学・地域経済研究所と参加者に感謝します。)